

社会福祉法人 東京コロニー
内部管理体制の基本方針

社会福祉法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号及び第 5 項に基づき、当法人の基本方針を以下のとおりとする。

1. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に関する文書は、法令及び定款に従い文書取扱要領等の必要な規程を整備し、適切に保存、管理する。また、理事及び監事は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できることとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当法人の運営に重大な影響を与えるリスクについては、危機管理マニュアルを制定し、その事象が予見、または、発生した時はマニュアルに則り適切かつ速やかに対応することとする。

3. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定款に基づき、定例理事会を開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。
- ② 職務権限規程等の必要な規程を整備し、各箇所の分掌事項と職務権限を明確に定めて効率的な業務体制を整える。
- ③ 当法人の事業に関する中期計画及び年度計画を定め、その計画に基づいた事業の推進及び進捗状況のトレースを行う体制を確立する。

4. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員が、法令及び定款に適合した職務執行を行うための指針となるコンプライアンス規程を制定し、法令違反その他の不正行為の発生を防止するとともに、業務の適正を確保するためのコンプライアンス管理を推進する。

5. 監事とその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監事が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、理事及び各箇所の責任者はこれに協力するものとする。

6. 前項の従業員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する従業員は、監事から直接指示を受けることにより、理事及び他の従業員からの独立性を確保する。

7. 理事及び従業員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、理事が当法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見した時は、その報告を受けるほか、いつでも理事及び従業員に対して報告を求めることができる。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、理事会及びその他重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べるとともに、理事の不正行為、重大な法令・定款違反等が認められたときは自ら理事会を招集することができる。

2017（平成 29）年 3 月 18 日 第 287 回理事会承認